



愛媛県報

発行 愛 媛 県

令和2年4月30日金曜日 第100号外3

◇ 目 次 ◇ 条 例

愛媛県新型コロナウイルス感染症対策応援基金条例..... (総務管理課) 1
 職員の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例..... (人事課) 1
 知事の給料の減額に関する条例..... (") 2

条 例

○愛媛県条例第30号

愛媛県新型コロナウイルス感染症対策応援基金条例を次のように公布する。

令和2年4月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県新型コロナウイルス感染症対策応援基金条例

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症に関する対策の実施に要する経費の財源に充てるため、当該対策を支援する寄附金等を原資として、新型コロナウイルス感染症対策応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は、第1条の経費の財源に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第31号

職員の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和2年4月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

職員の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当)	(伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当)
第5条 伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当は、伝染病防疫に従事する職員が伝染病が発生する <u>おそれ</u> のある場合において伝染病患者若しくは伝染病の疑いのある患者の救護 <u>その他これらの者に直接接する作業若しくは伝染病菌の付着し、若しくは付着の危</u>	第5条 伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当は、伝染病防疫に従事する職員が伝染病が発生する <u>虞</u> のある場合において伝染病患者若しくは伝染病の疑いのある患者の救護 <u>若しくは伝染病菌の付着し、若しくは付着の危</u>

険がある物件の処理作業に従事したとき又は伝染病菌を有する家畜若しくは伝染病菌を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事したときに支給する。

附 則

17 省略

(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当の特例)

18 第5条に定めるもののほか、伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当は、職員が新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であつて人事委員会が定めるものに従事したときに支給する。この場合においては、第5条に規定する手当は、支給しない。

19 前項に規定する手当の額は、次の各号に定める額を超えて支給してはならない。

- (1) 次号に掲げる作業以外の作業 作業1日につき 3,000円
- (2) 新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他人事委員会がこれに準ずると認める作業 作業1日につき 4,000円

険がある物件の処理作業に従事したとき又は伝染病菌を有する家畜若しくは伝染病菌を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事したときに、支給する。

附 則

17 省略

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の職員の特殊勤務手当等に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、令和2年2月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、職員が新条例の規定を適用したとするならば新条例第5条又は附則第18項の作業に該当することとなるものに従事した場合についても適用する。
(伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当の内払)
- 3 令和2年2月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員の特殊勤務手当等に関する条例第6条の規定により支給された伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当のうち、新条例附則第18項の作業に係るものは、同項の規定による伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当の内払とみなす。

○愛媛県条例第32号

知事の給料の減額に関する条例を次のように公布する。

令和2年4月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

知事の給料の減額に関する条例

令和2年5月分の知事の給料月額、知事等の給与の特例に関する条例(平成18年愛媛県条例第6号)第2条本文の規定にかかわらず、同条本文の規定による額からその10分の10に相当する額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。